

大爆発対策編

大爆発対策編 目 次

総 則			
	第1章 総 則		頁
	第1節 計画の目的		1
	1 計画作成の目的	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	2 計画の構成	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	第2節 防災関係機関の業務の大綱		1
	1 市	危機管理課	1
	2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	1
	3 県	危機管理課	2
	4 警察	危機管理課	2
	5 関係事業者	危機管理課	2
	第3節 想定される災害		2
	想定される災害	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	2

発 災 前			
	第2章 災害予防計画		頁
	第1節 計画の目的		3
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	第2節 危険物災害予防計画		3
	1 施設の現況	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	2 予防査察	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	3 危険物製造所等の自主保安体制の構築	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	3
	4 保安教育	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	第3節 ガス保安計画		4
	1 ガス事業の現況等	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	2 ガス保安体制の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	3 ガス保安施設の整備	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	4
	4 ガス災害の予防対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	5

発 災 後			
	第3章 災害応急対策計画		頁
	第1節 計画の目的		7
		危機管理課（駿東伊豆消防本部）	7
	第2節 関係機関の業務の大綱		7
	1 市	危機管理課	7
	2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	7
	3 県	危機管理課	7
	4 警察	危機管理課	7
	5 発災事業者	危機管理課	7
	第3節 ガス災害応急対策計画		8
	1 保安対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	2 非常体制組織の確立	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	3 応急対策	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	8
	4 市との連絡協議	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	5 市内のガス事業者	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	9
	第4節 市の対応		9
		危機管理課	9

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画			頁
第1節	計画の目的		11
		危機管理課	11
第2節	原因究明と是正措置		11
	1 発災事業者の対応	危機管理課	11
	2 関係機関の対応	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	11
	3 産業や住民生活に関する普及措置	危機管理課	11
	4 情報公開、広報	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	11

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、沼津市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、沼津市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大爆発対策」の大綱を定めるものとする。

1 計画作成の目的

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

2 計画の構成

「大爆発対策編」は、以下の各章から構成する。

第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の業務の大綱、想定される災害)

第2章 災害予防計画

(計画の目的、危険物災害予防計画、ガス保安計画)

第3章 災害応急対策計画

(計画の目的、関係機関の業務の大綱、ガス災害応急対策計画、市の対応)

第4章 災害復旧計画

(計画の目的、原因究明と是正措置)

第2節 防災関係機関の業務の大綱

1 市

- (1) 沼津市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (5) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 災害復旧の実施
- (9) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防本部

- (1) 危険物製造所等の許認可
- (2) 煙火の消費許可
- (3) 災害発生時の消火及び人命救助活動
- (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導

3 県

- (1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可
- (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整
- (4) 大規模事故発生時の危機管理対応
- (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導

4 警察

- (1) 火薬類事業者の保安指導
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策
- (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査

5 関係事業者

- (1) 自主保安体制の構築
- (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練等の実施
- (5) 災害発生時の関係機関への通報
- (6) 事故原因究明、再発防止措置の実施

第3節 想定される災害

想定される災害

- (1) 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- (2) 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。
- (3) 危険物、高圧ガス容器及び火薬類は、一般道路等を日常的に運搬されていることから、交通事故その他の要因で爆発災害が発生すると予測される。
- (4) 市内の危険物製造所等の施設の状況は、資料編「危険物製造所等の施設の現況」による。

第2章

災害予防計画

第1節 計画の目的

この計画は、災害を未然に防止し、災害の発生における被害を最小限度に止めるため、平素から事業者に対し、許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置について定める。

第2節 危険物災害予防計画

消防本部が行う、危険物製造所等の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、(一社)静岡県危険物安全協会連合会、沼津市防火協会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

1 施設の現況

石油類の危険物製造所等は、資料編「危険物製造所等の施設の現況」のとおりである。

2 予防査察

- (1) 消防本部及びその他の監督機関は、それぞれの危険物製造所等に対する安全確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。
- (2) 消防本部は、危険物製造所等においてそれぞれ基準に適合していない施設については、改修等の指導を強化する。
- (3) 消防本部は、自衛消防組織等の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (4) 消防本部は、危険物製造所等の保安点検の推進を図る。
- (5) 化学消火剤の備蓄に努める。

3 危険物製造所等の自主保安体制の構築

- (1) 危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。

- ① 予防規程、地震防災計画等の策定
- ② 保安管理体制の確保、防災資機材の整備
- ③ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施
- ④ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施
- ⑤ 関係機関等の災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結

- (2) 危険物事故防止対策

危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物製造所等の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集、解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。

- (3) 危険物安全週間

- ① 毎年6月第2週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。

- ② 危険物関係事業者や危険物を業務上取扱う者をはじめ、広く市民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る。
- (4) 危険物運搬車両の安全指導
危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防本部他関係機関による保安活動を実施する。
 - ① 事故対応マニュアルの策定
 - ② 危険物運搬車両の監視指導
 - ③ 事故対応合同訓練
- (5) 防災訓練
市は、県、警察、消防本部、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

4 保安教育

消防本部は、危険物施設の従業員教育、特に保安監督者に対し必要な教育を、また防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時研修会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

第3節 ガス保安計画

ガス事業法に定めるガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に係るガス(以下「都市ガス」という。)及び高圧ガス保安法に定める高圧ガス(以下「高圧ガス」という。)による災害の発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス事業の現況等

ガス事業法に定める一般ガス事業者及び簡易ガス事業者（以下「都市ガス事業者」という。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、「ガス施設の状況」のとおりである。

2 ガス保安体制の整備

(1) 保安規程の写の提出

都市ガス事業者は、ガス事業法第 24 条、第 64 条及び第 97 条の規定による保安規程の写しを、消防本部に提出するものとする。

(2) 保安に係る連絡調整体制の整備

- ① ガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。
- ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める販売事業者（以下「都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者」という。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を行うために必要な資料を、所轄消防署に提出する。

3 ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

4 ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

- ① 都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。
- ② 都市ガス事業者は、災害予防のため、従業員や協力会社等の関係者に対し、保全教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。
- ③ 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の布設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。
- ④ 他工事業者は、工事を実施する際、ガス導管に係る災害を防止するため、あらかじめ都市ガス事業者と連絡、協議するとともに、都市ガス事業者が行う保安のための措置に協力するものとする。
- ⑤ 都市ガス事業者並びに一般ガス事業者は、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

- ① 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。
- ② 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
- ③ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため、消費者の取扱指導、啓蒙のためのパンフレットの配布、新聞等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第3章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助、消火活動、付近住民の避難誘導、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げるほか、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第2節 関係機関の業務の大綱

1 市

- (1) 災害対策本部設置
- (2) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (3) 緊急輸送の確保
- (4) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 消防本部

- (1) 火災、災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報
- (2) 消火活動
- (3) 人命救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 事故調査

3 県

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 防災対策の総合調整
- (3) 情報収集・発信、広報
- (4) 国等への連絡調整
- (5) 自衛隊等への支援要請
- (6) 事故調査

4 警察

- (1) 事故捜査
- (2) 交通規制
- (3) 誘導避難

5 発災事業者

- (1) 事故通報
- (2) 自衛防災対応
- (3) 災害拡大防止措置
- (4) 関係機関への協力

- (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第3節 ガス災害応急対策計画

この計画は、災害の発生に際し市民の安全を図るとともに、ガス施設を防護し、二次災害を警戒し、ガスの供給を確保するための保安対策と災害対策について定める。

1 保安対策

沼津市ガス保安対策連絡会議を設置する。

(1) 編成

資料編「沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領」による。

(2) 運営

平常時におけるガスの安全対策、異常時における緊急措置、その他ガスの保安対策上必要な事項の協議については沼津市ガス保安対策連絡会議設置要領の定めるところによる。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関が、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、任務分担及び現場の活動については、資料編「ガス爆発事故防止対策に関する協定書」の定めるところによる。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

- ① ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。
- ② 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

(1) 保護保安対策

- ① ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。
- ② ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。
- ③ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。
- ④ 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。
- ⑤ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

- ⑥ 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、県防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。
- ⑦ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

- ① 災害発生現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。
- ② 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

(3) 応急復旧対策

- ① ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
- ② 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。
- ③ 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。
- ④ 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

4 市との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

5 市内のガス事業者

市内のガス事業者は、資料編「市内ガス事業者一覧表」のとおりである。

第4節 市の対応

- 1 大規模な爆発事故が発生した場合は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 突発的災害応急対策計画」に則り、突発的災害応急体制とする。
- 2 上記1に準じ、沼津市災害対策本部を設置する。なお、沼津市災害対策本部の編成等は、資料編「沼津市災害対策本部要領」のとおりとする。
- 3 沼津市災害対策本部等の設置基準は、資料編「災害時の職員配備体制の基準」とする。

第4章

災害復旧計画

第1節 計画の目的

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第2節 原因究明と是正措置

1 発災事業者の対応

- (1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。
- (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。
- (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。

2 関係機関の対応

- (1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。
- (2) 必要な場合は、国、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。

3 産業や住民生活に関する普及措置

- (1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。
- (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。
- (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガス供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。
- (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。
- (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。
- (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。

4 情報公開、広報

- (1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。
- (2) 市及び消防本部は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。